



## お年寄りと一緒にひなまつり

地域とのつながりを深めるため、第二保育所では2月28日、出町区に住む一人暮らしのお年寄りを招いて、ひと足早い“ひなまつり会”が行われました。

この日、園児たちは一年間に覚えた楽器の演奏や合唱、お遊戯などを披露し、お年寄りからは盛んな拍手をいただきました。

最後に全員で昼食を食べ、園児とお年寄りは一緒にになって楽しいひなまつり気分を味わいました。

1991 No.477

ながず 3-15号

発行 長洲町 / 編集 企画課

知って  
おきたい  
税情報

No.32

## 固定資産

今回は、固定資産のことについて説明します。土地、家屋、償却資産を総称して固定資産といいます。固定資産税は毎年1月1日現在所有している人が、固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

## ■固定資産の所有者

土地……土地登記簿に所有者として登記をされている人  
家屋……建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録をされている人  
償却資産……償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が1月1日前に死亡している場合等には、1月1日現在でその土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

## ■税額算定のあらまし

次のような手順で税額が決定されます。  
①自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

②課税標準額×税率（長洲町税条例第62条） $\frac{1.4}{100}$   
=税額

③税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知する。



## ■固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。  
※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

## ■固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の基礎となるため、これを毎年通常3月1日から3月20日までの間、関係者が縦覧することができます。ただし基準年度（本年度が該当します）は、この期間が1ヶ月遅くなり、広報でもお知らせしましたが、今年は4月1日から4月20日まで縦覧できますので、期間中、役場税務課窓口へおいでください。

※次回から、固定資産税のことについて具体的に説明します。

税について尋ねたいことがあれば税務課（☎7831 11内線152）まで。

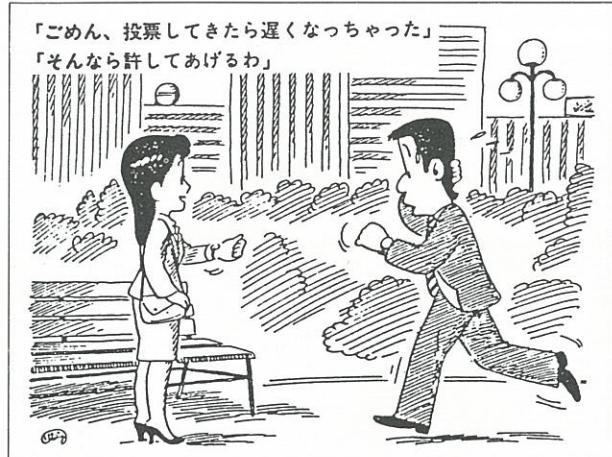
国民年金基金（4月1日スタート）に加入する場合は、どこに申し込めばいいのでしょうか？  
国民年金基金には、地域型と職能型の二種類がありますが、地域型基金は都道府県につづつ設立されたり、加入を希望される方は熊本県福祉生活部国民年金課へ申し込んでください。（☎0963831111）  
また職能型基金は、所属する業界でそれぞれ全国一本で設立されています。地域型基金と職能型基金を設立する場合には、どちらの基金に加入します。  
ただし、いつたん地域型国民年金基金に加入されると、あとで職能型国民年金に移ろうとしても、移れないことになります。

A Q  
国民年金基金（4月1日スタート）に加入する場合は、どこに申し込めばいいのでしょうか？  
国民年金基金には、地域型と職能型の二種類がありますが、地域型基金は都道府県につづつ設立されたり、加入を希望される方は熊本県福祉生活部国民年金課へ申し込んでください。（☎0963831111）  
また職能型基金は、所属する業界でそれぞれ全国一本で設立されています。地域型基金と職能型基金を設立する場合には、どちらの基金に加入します。  
ただし、いつたん地域型国民年金基金に加入されると、あとで職能型国民年金に移ろうとしても、移れないことになります。

# “一票に 私の夢を たくします”

## 4月7日(日)は県議会議員一般選挙の投票日

告示日 3月29日



## 不在者投票

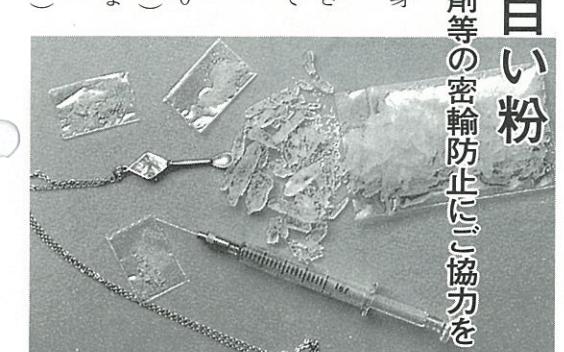
■期間 3月29日～4月6日  
午前8時半～午後5時

■場所 役場2階選管事務局

※投票日にやむを得ない用務、病気等のため、投票所へ行けない方は不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。

\* 長洲町選挙管理委員会（☎7831111）

長崎税関（長崎市島町1-36）  
番号（☎0958-230965）  
皆さんのご協力を願っています。  
「おや！」と思ったことは、  
どんなことでも税関密輸110  
が点検整備基準に適合した安全  
な自転車であることを確認し、  
税関では、生活を破壊し心身  
を蝕む恐ろしい覚せい剤など  
「白い粉」が、わが国に密輸さ  
れぬよう、日夜、港や空港で  
取り締まっています。



自転車には強制保険がありませんで、死亡事故や重傷事故を起しますと、被害者救済の面で負担が大きくなります。それで、被害者を救済するために自転車のTS（TRAFIC SAFETY）（交通安全）マークには、保険が付いています。自転車安全整備店で点検・整備を受けるときや、同店から新商品の自転車を購入するときに、資格を持つ「自転車安全整備士」が点検整備基準に適合した安全な自転車であることを確認し、

昨年10月から、補償額を増額するため、表1のように新しいTSマーク（赤色）ができ、当分の間は従来のもの（青色）と二本建てになっています。（選択は自由）。  
保険の有効期間は1年間で、1年間にマークを2枚まで（2枚のときは、保険金額は倍額）。貼ることができます。

荒尾警察署

## 自転車にはTSマークを

## TSマーク保険の補償額引上げ

その証票として、TSマークを自転車に貼ることになります。するため、表1のように新しいTSマーク（赤色）ができ、当分の間は従来のもの（青色）と二本建てになっています。（選

表1 従来のTSマークと新TSマークの内容

区分	従来のマーク	新マーク
補 償 額	傷害保険（本人の場合）	入院治療（31日以上）
		死亡・重度後遺障害
	賠償責任保険（限度額） (他人に死亡・重度後遺障害を負わせた場合)	500万円 1,000万円
	TSマーク交付手数料（保険料）	103円 216円

## ●子供の交通事故防止

習慣になるまで  
何度もルールを教える

寒かった冬も過ぎ、屋外で元気に遊ぶ子供たちの姿があちこちにみられます。また、幼稚園や小学校の入園・入学で、子供たちの行動範囲もグンと広がります。

こういったことからこの時期、子供の交通事故の多発が心配されます。親もドライバーも、次に挙げる子供の交通事故の特徴や行動特性について正しく理解し、子供を悲惨な交通事故から守りましょう。

①子供の交通事故の原因の大半は、道路への「飛び出し」と「車は、道路への「飛び出し」と「車



の直前直後の横断によるものです。  
②事故が多いのは、午後二時から六時までの時間帯です。  
③自宅から事故発生地までの距離をみると、ほとんどが自宅から五百メートル以内で発生しています。

## 子供の行動特性

①一つのことに注意が向くと、まわりのものが目に入らなくなってしまうのです。ボールが道路へ転がっていったり、道路の向こう側にいるお母さんを見つけたりすると、急に道路へ飛び出したりします。

②物事を単純にしか理解できません。例えば、手を挙げさえすれば車は必ず止まってくれるとの思い込み、車の停止を確認しないまま道路を渡り出します。

③何かうれしいことがあると、うきょうとして落着しがなくなり、反対に、しかられたりすると、そのことで頭がいっぱいになります。まわりのことを考えられなくなります。

- ④「あぶないよ」とか「気をつけて」というような抽象的な言葉だけでは理解できません。
- ⑤信号を無視して道路を横断する大人を見たりすると、子供はすぐにマネをするものです。
- ⑥いつも通る道路では交通ルールを守ることができても、別の道路でそれを応用して守ることはなかなかできません。

## 子供の遊び場所の近くはスピードを落として運転

このように、子供は心身ともに未熟で、考え方や行動も大人とは異なっている面があります。以上のような子供の特性を踏まえたうえで、保護者、特にお母さんにお願いします。子供に交通安全の基本的なルールを教えるときは、ふだん子供が利用する道路などで、具体的に、習慣になるまで何度も繰り返し教えるようにしてください。

また、ドライバーの方にもお願いします。子供がいつ飛び出しても、子供の遊び場所の近くを通るときは特にスピードを落とすなど、注意して運転してください。

3月30日まで  
「ふるさと広報宅配便」  
締切り間近！

会員登録申込

町では『広報ながす』を年会費900円で毎月1回1年間郵送する『ふるさと広報宅配便』の平成3年度会員を募集します。

ふるさとの便りとして、『広報ながす』を親戚や知人の方に送つてみませんか。

申込方法 役場企画課(2階)

応募期限 3月30日(なお、4月からは随時受け付けます) 会員登録申込

会員登録申込

会員登録申込

会員登録申込

(間取り) 間取り図

▼家賃(移転就職者)  
△調整使用料: 1,3, 9, 0, 5円  
△共益費: 2, 3, 0, 0円  
※2戸貸与も可

▼駐車場 宿舎の表裏2か所 (約120台分)  
△連絡先 雇用促進住宅長洲宿舎(長洲町上沖洲塘外30番地) (78)4052

無料  
交通事故  
ご相談

●電話のご相談もお受けします  
☎096-364-2400(直通)  
相談日: 月曜から金曜午前9時半~午後4時40分  
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます  
◎弁護士相談: 毎週水曜日午後1時~4時

社団法人 日本損害保険協会  
熊本自動車保険請求相談センター  
熊本市九品寺2-2-6大海上ビル5階(市交通局すじむかい)  
熊本調査事務所内 ☎096-363-5000

温かい心くばりをしよう

警察では、少年非行ができるだけ早く発見し、適切な指導の



春休みは、進学・就職などによる生活環境の変化や開放感から、非行に走ったり家出をしたる少年が多くなります。万引きやオートバイ・自転車を盗むといったものから、粗暴・凶悪な犯罪まで、数多く発生しています。

少年を取り巻く環境についても、暴力団によるシンナーなどでの密売や、少女売春などの少年の福祉を害する犯罪が、依然として後を絶ちません。また、昨年のこの月間に警察が発見せられたり、覚せい剤を打たれたりするなどの被害を受けています。

(5)子供のことについて、家庭でよく話すことがありますか

(4)しかるべきときでも、ゆとりと愛情を心にもつていていますか

家庭の愛情が、揺れ動く子供の心をしっかりと支え、子供を非行や家出から守ります。万が一、子供が家出をしてしまった場合は、できるだけ早く警察に遭つたり、非行に陥ることを防ぐため、少年の福祉を害する犯罪の取り締まりの強化とともに、家出少年などの発見保護に努めています。

家庭では、少年が健やかに成長できるように、特に次に挙げる点に気をつけ、温かい心くばりをすることが大切です。(1)何でも話せる雰囲気が、家庭のなかにできています。

◆少年の非行防止及び家出少年発見保護活動強化月間

## 家庭の愛情が

## 子供の非行や家出を防ぐ

家庭の愛情が、揺れ動く子供の心をしつかりと支え、子供を非行や家出から守ります。万が一、子供が家出をしてしまった場合は、できるだけ早く警察に遭つたり、非行に陥ることを防ぐため、少年の福祉を害する犯罪の取り締まりの強化とともに、家出少年などの発見保護に努めています。

家庭では、少年が健やかに成長できるように、特に次に挙げる点に気をつけ、温かい心くばりをすることが大切です。

(1)何でも話せる雰囲気が、家庭のなかにできています。

(2)社会のルールを正しく教え、子供の手本になる行動をしていますか

(3)子供の良さを認め、子供の話を耳を傾けていますか

(4)しかるべきときでも、ゆとりと愛情を心にもつていていますか

(5)子供のことについて、家庭でよく話すことがありますか

## 保健・衛生だより

◆健康課は☎78-3111(内線142) ※大切なことは、メモしておきましょう!

行事	日 時	会 場	備 考
3才児健診	3月22日(金) 受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者／昭和62年9月1日~10月31日生まれの幼児 持参するもの／母子手帳、おしつこ ※問診票 ※問診票は事前に記入されてありますと当日の混雑が避けられますので役場健康課へ取りに来られますようお願いします。
ボリオ	4月4日(木) 4月5日(金) 4月10日(水) 13:30~14:30	清源寺公民館 向野集会所 町民研修センター	対象者／生後3か月~48か月の乳幼児 なるべく18か月までの間に受けるようにしてください。当日は体温を測定し、母子手帳をご持参ください。

## 腎臓移植希望者の登録及び検査申込み

(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会では、腎臓移植を希望している患者さんに対して、登録と組織適合検査を実施します。  
詳しくは、各透析医療施設または(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会(☎096-384-2111内線2227)まで。

広報の題字を  
書きました



齐藤 博昭くん

腹栄中2年

清源寺



## ママとワタシ

松田有紀(ゆき)ちゃん  
直治さん・てい子さんの長女  
(赤崎)

「ごはんとバナナが大好きです。  
手押し車で遊ぶのが今一番の樂  
しみです。」

好きな科目は英語で、将来は  
通訳になり外国人の人と交流を深  
め、地域の活性化のために役立  
てたらしいなと思います。

3年生になつてやりたいこと  
は、運動会の時、応援団のリード  
erreになつて優勝することです。

## 招魂祭

4月3日(水) 午前10時より  
ところ 長洲町忠靈塔前

※雨天の場合は町体育館で行います。  
(式終了後、長洲中ブラスバンドによる)  
演奏等がありますので、多数のご参列  
をお願いします。

## 児童手当

児童を養っている人の生活の  
安定を図るとともに、次代の社  
会を担う児童の健全育成と資質  
の向上を図ることを目的に手当  
が支給されます。

□手当を受けられる人  
小学校入学前の児童を含む18  
歳未満の児童を2人以上養つて  
いる人で、前年の所得が国で定  
めた基準以下である場合に2人  
目の児童から支給されます。

□手当の額(月額)  
2人目……2,500円  
3人目以降……5,000円  
1人につき 小学校入学まで支給されます。

□手続きに必要なもの  
①印鑑②請求者名義の預金通帳  
③厚生年金等加入者は年金加入  
証明書(用紙は、住民福祉課に  
あります)

□手当を受けられる人  
父親のいない児童を養育して  
いる人に手当が支給されます。  
□手当を受けられる人  
次のいずれかに該当する18歳  
未満の児童または20歳未満で障  
害のある児童を養育している母  
親・養育者(外国人を含む)

①父母が離婚した児童②父が死  
亡した児童③父が法で定められ  
た程度に障害がある児童④父に  
その他の理由で父と生計を別に  
している児童

### □手当の請求期限について

昭和60年8月1日以降に、児  
童扶養手当の支給要件に該当す  
るに至つた人については、支給  
要件に該当した日から5年を経  
過した場合には、正当な理由が  
あるときを除き認定の請求がで  
きなくなりますので、お早目に  
請求手続きを完了してください。

□対象とならない場合  
①受給資格者が遺族基礎年金、  
遺族厚生年金などの公的年金、  
(老齢福祉年金は除く)を受け  
ることができる場合②児童福祉  
施設(母子寮、通園施設は除く)  
に児童が入所している場合など

□手当の額  
①児童1人月額35,910円  
または24,040円 ②児童  
2人月額40,910円または  
29,040円 ③児童3人目  
から1人につき2,000円を  
加算、平成2年4月から適用

□手続きに必要なもの  
①戸籍謄本②住民票(世帯全員  
のもの)③年金加入者はその年  
金手帳④所得証明書(転入者の  
場合)⑤印鑑

※詳しくは住民福祉課(☎ 78-3  
111内線133)まで!  
住民福祉課

## 固定資産課税台帳縦覧

平成3年度の固定資産課税  
台帳の縦覧を、次のとおり実  
施しますのでお知らせします。

□とき 4月1日(月)  
□とき 4月20日(土)

□ところ 役場税務課

## 時局講演会

□とき 3月23日(土) 午後2時

□ところ 長洲共同福祉施設  
□講師 小川芳宏先生  
(熊日論説委員)

□参加料 無料  
多数のご参加をお待ちしてい  
ます。

※詳しくは、長洲共同福祉施設  
(☎ 78-0053)まで。

## 小品盆栽展

とき 3月23日(土)・24日(日)

ところ 町民研修センター

主催 小品盆栽樹心会

